

回覧

ナンバーを付けたまま、使わない車両を放置していませんか？

軽自動車税は毎年4月1日に課税されます

使用する予定のない車両があったら、令和5年3月末までにナンバープレートを返納すれば、令和5年度以降は軽自動車税がかからなくなります

「小値賀町」ナンバーの車両は、役場住民課でナンバー返納の手続きができます

対象車種：バイク(50cc/90cc/125cc)、ミニカー(三輪バイク等)、
小型特殊(耕運機、トラクター等)

軽自動車、普通自動車のナンバー返納については佐世保運輸局へお尋ねください

「小値賀町」ナンバー 問い合わせ先

〒857-4701

小値賀町笛吹郷 2376 番地 1

小値賀町住民課税務係

TEL:0959-56-3111

軽自動車、普通自動車 問い合わせ先

〒857-1171 佐世保市沖新町 5 番 5 号

佐世保運輸局

(佐世保自動車検査登録事務所)

TEL:050-5540-2084(自動音声案内)